

第 1 回大阪府環境審議会揮発性有機化合物・化学物質対策部会 議事要旨

日時:平成 18 年 5 月 16 日(火)16:00 ~ 18:10

場所:大阪赤十字会館 3 階 302 会議室

1 開会

内山部会長あいさつ

本年 4 月から VOC の法規制がスタートした。国としても、規制的手法と自主的取組のベストミックスで削減を目指すという初めての取り組みであり、進めるにあたっては自治体や現場のアイデアを取り入れていきたいとしている。大阪には先進的な条例があり、本部会の議論でより良いものにしていきたい。

2 議事

(1) 部会長代理の指名

内山部会長より、池田委員への部会長代理の指名があり、了承された。

(2) 揮発性有機化合物及び化学物質対策の現状と課題について

化学物質対策の現状と課題について

- ・ 事務局より資料 1 について説明
- ・ 質疑概要

(内山部会長)資料 1-1 別添 2 の条例で規制している物質は何種類あるのか。

(事務局)現状では 22 物質である。

(内山部会長)大気汚染防止法による有害大気汚染物質とは違うのか。また、PRTR 対象物質とは重なっていないのか。

(事務局)22 物質のうち例えばベンゼンやカドミウム、ニッケル化合物などは重なっている。

(臼倉委員)平成 7 年に管理指針ができて以降、物質の見直しはされていないのか。

(事務局)見直していない。

(内山部会長)見直していないということは、その後 IARC でグループ 2A からグループ 1 に変更された物質についても、そのまま管理指針物質になっているということか。

(事務局)現在のところそういう整理はしていない。

(尾崎委員)資料 1-1 の別添 2 には管理物質として 123 物質があるが、「測定方法が未開発である物質」や、健康影響について適切な資料がない物質、と書かれている。そのような物質について、どうやって管理するよう求めているのか。

(事務局)基本的には、規制物質には排出口での濃度規制をかけることから、測定手法が確立し、閾値がある物質を条例の規制物質としている。逆に、有害性はあるだろうと認められるものの、測定手法が未確立で濃度基準が設定できないような物質

については、指針の管理物質に指定し、管理規程類の作成や使用量の報告を求めなどして、適正管理を促してきた。

揮発性有機化合物対策の現状と課題について

・事務局より資料 2 について説明

・質疑概要

(池田委員)条例や要綱の努力により、いい方向に進んでいると考えている。VOC の削減について、行政としてどのような目標を立てていたのか。効果はあったのか。経済的な影響もあるので単純ではないだろうが。

(事務局)条例の炭化水素規制については、定量的な目標は設定していなかったが、削減見込みとしては2割(H2 12)としており、先ほど説明したように、経済影響を除いても16%程度の削減と、一定の効果はあったと考えている。

(池田委員)化学物質は多種多様であり、それらを主に自主的取組により削減していかなくてはいけない。うまくいくよう検討が必要であり、チェックが重要と考える。

(事務局)国の自主的取組の中でも検証・評価・公表が重要とされている。化学物質にしる、VOC にしる、チェックしていくことが重要と考えている。

(尾崎委員)資料 2-1p.11 にある環境省の「自主的取組のあり方」の 6 に、地域性の考慮は現時点で必要性が低いというようなことが書かれているが、どういう意味か。

(事務局)ここでいう地域性考慮というのは、大防法の有害大気汚染物質対策にあるベンゼンの地域自主管理計画のように、濃度の高い地域の事業者が、共同で地域としての自主管理計画を策定するものを言っている。ベンゼンは、発生源と高濃度地域が近いが、広域的な移流・拡散・反応に関する VOC については、発生源とオキシダント等の高濃度地域が離れていることも考えられるため、そのような意味での取り組みの必要性は低いということである。なお、「あり方」としてはそこまで求めないが、地域で事業者が自主的に行うことは歓迎であるとも記載がある。

(内山部会長)表 3 の条例と法の比較をみると、法の対象規模要件は条例の 10 倍といった数字になっているが、法制度の検討時にはこれで大部分カバーできるといった見込みがある。大阪は中小事業所が多いので、もっと小さくする必要はあるということだろうが、現在の条例の規模要件で府域の何割程度をカバーできているのか、資料はないか。なぜ大阪で他地域より VOC 濃度が高いか、分析できるのではないか。

(事務局)先ほどの課題でも説明したが、事業所ごとの排出量を把握できるような制度になっていない。また、VOC 濃度の他地域との比較については、単位面積当たりの排出量等を他地域と比較できれば大阪の要因も分析できると考えられるが、他地域の VOC 排出量のデータがなく難しい。

(臼倉委員)例えば大阪府域の PRTR データを利用して、環境省の VOC リスト 100 物質に該当するものを抽出すれば、完全ではないにせよ傾向が分かるのではないか。

業界団体としても、PRTRのH12データから算出したVOC排出量をベースとして、そこから何%削減、という管理指標を立てている。

(事務局)ご指摘の点を検討していきたい。

(臼倉委員)平成12年度の排出量について、アンケートからの拡大推計とはどのように行ったのか。

(事務局)例えば、石油系の貯蔵、出荷は全数、ドライクリーニングやガソリンスタンドについては抽出で平成12年度にアンケート調査を行い、そこから全体数を拡大推計した。塗装、印刷については、平成13年度に同様の抽出によるアンケート調査を行い、溶剤中のVOC分等も調査した上で拡大推計を行った。

化学物質対策・揮発性有機化合物対策の検討に係る論点整理について

・事務局より資料3について説明

・質疑概要

(尾崎委員)資料3 化学物質対策のあり方 について、これまで先駆的な取り組みを進めてきた上でこのような表現になっているものと思うが、逆に今のままで十分だという声が出てくることも考えられる。また、PDCAの考え方は非常に重要と考えるが、P、D、CまではいいとしてActionをどのように考えるのか。削減の対策をどうするのか、という点が抜けているのではないかと感じられる。

(内山部会長)条例の22物質について詳細は承知していないが、平成7年度以降に管理指針対象の123物質のなかでその条件に該当しないことが分かり、条例対象とすべき物質がおそらく増えているのではないか。その見直しをどうするかということも、本部会で行う必要があるのか。

(事務局)事務局としては、個々の化学物質の規制では限界があり、化学物質総体として管理のあり方をどうするかということ、本部会としてご検討いただきたいと考えている。個々の規制については、物質の暴露とハザードに基づき判断するが、国で知見を収集しているのでそれを参考にしつつ、今後検討していきたいと考えている。

(内山部会長)今年の5月いっぱい、おそらく有害大気汚染物質については4種類新規で追加される。リスク評価が定まったことになるので、管理指針物質から条例規制物質に自動的に変わっていくことになるのか。IARCのグループ変更の対応もある。それとも管理指針対象物質の定義を変えていくのか。

(事務局)条例対象として平成6年度に22物質を選んだ際には、急性毒性等も考慮して設定している。その後状況の変化もあるが、条例として自動的に対応できる仕組みにはなっていない。本部会では、まずは化学物質トータルとしてリスクを低減していくためにどのような仕組みが考えられるかを検討いただくということで、その後、国の方向が固まってきた段階で、規制物質の見直しについては改めて考えたい。

(事務局)条例対象 22 物質は、本部会の論点としてあまり想定していなかったが、化学物質として同様の範疇であるので考えるべきというご意見があれば、ご議論いただきたい。ただ、我々として考えていたメインのテーマは、化学物質トータル、あるいは VOC をどうするのかということである。

(内山部会長)次回資料を検討した上で議論したい。

(臼倉委員)府の管理指針ができた当時の時代背景と、その後 PRTR 法が始まった現在ではその位置づけが変わってきている。府の指針見直しにおいては、国の取り組みを踏まえたうえでの見直しにしていきたい。国があり、府がありで両方やりなさいでは業界としてわかりづらい。

(事務局)我々も、できるだけ企業の手を煩わさないようにしないとけないと考えている。

(3)部会審議の進め方について

・事務局より資料4について説明、了承された。

(4)その他

・次回部会は 6/16(金)10:00 ~ 12:00 で開催する旨事務局より提案し、了承された。

3 閉会

以上